

医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算について

当院は以下の対応を行っています。

(1)居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師などが患者様の診療情報等を取得及び活用できる体制を有しています。(診療を行う診察室等での閲覧または活用を含む)

(2)電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX に係る取り組みを今後導入し、実施する予定です。

※マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っております。

(3)2024年9月1日より医療 DX 推進体制整備加算（医科 8 点・歯科 6 点）、在宅医療 DX 情報活用加算（医科 10 点・歯科 8 点）を加算いたします。医療 DX を通じた、質の高い診療提供を目指しております。